

# 高等学校等就学支援金 収入状況届等に係る手続について

この制度は、御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。

所得基準額未満の世帯の方は、高等学校等就学支援金の申請・認定を経て、国から交付される就学支援金を学校設置者（京都府・京都市）が、授業料に充てるため、授業料の納入は必要ありません。

**所得基準額：道府県民税の所得割額と市町村民税の所得割額（均等割額を除く。）の合算額で判定します。**

※親権者（父・母など）の所得割額の合算が、  
50万7,000円以上・・・授業料納入が必要となります。  
50万7,000円未満・・・就学支援金受給対象となり、授業料の納入は不要となります。

令和元年7月分から令和2年6月分の就学支援金受給資格審査のため、全ての世帯の方から申請書・届出書等の書類を提出いただき、所得の状況等について審査を行います。申請書・届出書等の書類の提出がない場合は、授業料の納入が必要となりますので、書類提出が遅れないようお願いします。

(参考) 授業料額	課程	京都府立高校	京都市立高校
	全日制	月額9,900円	月割額9,900円
	定時制	月額1,250円 (16単位以上の場合)	月割額1,250円 (全単位の場合)
	通信制	年額 175円 (1単位あたり)	—

【提出期限】 令和元年7月12日（金）  
【提出先・問い合わせ先】 京都府立西乙訓高等学校

京 都 府 教 育 委 員 会  
京 都 市 教 育 委 員 会

## 1 支給の対象

高等学校等就学支援金は、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が50万7,000円未満の世帯の方に支給されます。(学校設置者(京都府・京都市)が生徒本人に代わって受け取り授業料に充てますので、生徒・保護者が直接受け取るものではありません。)

## 2 提出書類

### ◆今年度変更点

令和元年7月の手続から、所得要件を確認する添付書類として、保護者等のマイナンバー関係書類を提出いただくことができます。(ご提出いただいたマイナンバー情報により、保護者等の住民税の課税状況を京都府が確認し、就学支援金の判定を行います。)

ただし、生活保護受給の方や所得の未申告の方については、マイナンバー情報による住民税の課税状況が把握できませんので、従来どおり、生活保護受給証明書又は住民税の課税(非課税)証明書の提出が必要となります。

### ◆次の(1)から(3)のうち該当する必要書類を、在学する学校へ提出してください。

※次の(1)又は(2)に該当する方は、受給資格認定申請書・収入状況届出書のどちらか該当する方にチェックを入れて提出してください。

#### (1) 初めて就学支援金を申請する方 (以前、申請をしたが不認定となった方を含みます。)

→「受給資格認定申請書」に、保護者等の住民税の課税の証明書又はマイナンバー関係書類を添付して提出してください。(マイナンバー関係書類を、郵送で学校に送付される場合は、ご負担をお掛けしますが「書留郵便」扱いでお願いします。)

(なお、マイナンバー関係書類を提出いただいた方は、今後毎年7月の所得の確認手続は不要になります。)

#### (2) 既に、就学支援金の認定を受けている方

(主に、現在授業料の負担のない方です。就学支援金支払い差止め中の方を含みます。)

→「収入状況届出書」に、保護者等の住民税の課税の証明書又はマイナンバー関係書類を添付して提出してください。(マイナンバー関係書類を、郵送で学校に送付される場合は、ご負担をお掛けしますが「書留郵便」扱いでお願いします。)

(なお、マイナンバー関係書類を提出いただいた方は、今後毎年7月の所得の確認手続は不要になります。)

#### (3) 就学支援金の申請をしない方

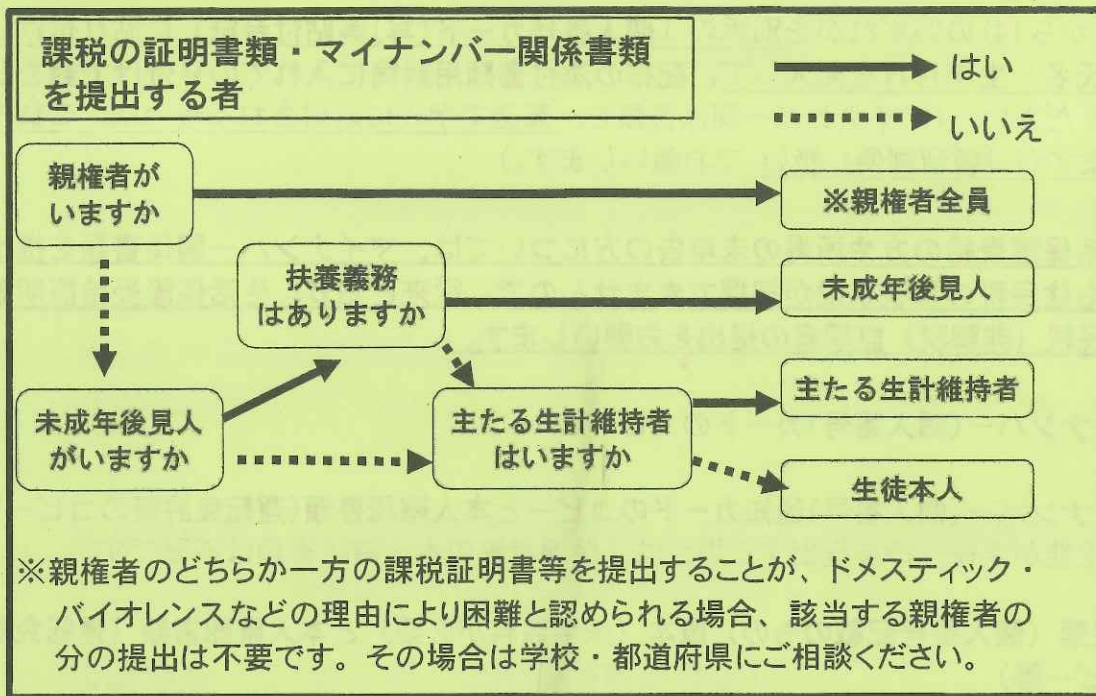
→道府県民税の所得割額と市町村民税の所得割額の合算額が50万7,000円を超えていることを次頁以降の住民税の課税の証明書等により確認の上、「就学支援金意向確認書」(保護者等の住民税の課税の証明書又はマイナンバー関係書類の添付は不要です。)を提出してください。(※令和元年7月分以降の授業料の納入が必要となります。)

## 3 課税証明書等・マイナンバー関係書類について

原則、親権者(父・母)2名分の住民税の課税の証明書等又はマイナンバー関係書類のいずれかを提出していただきます(親権者が1名の場合は、1名分の証明書を提出)。

親権者がいない場合は、次のフロー図に従って住民税の課税の証明書等又はマイナンバー関係書類等を提出してください。

ただし、親権者のどちらが一方が控除対象配偶者(同一生計配偶者)で、かつ給与収入が100万円以下の場合は、配偶者の住民税の課税の証明書(証明書に控除対象配偶者(同一生計配偶者)有の記載が必要)又はマイナンバー関係書類の添付は省略できます。



#### 4 住民税の課税の証明書類とは

次の(1)から(4)のいずれかを別添の「個人番号カード(写)等貼付台紙」と一緒に、配布の添付書類用封筒に入れてのり付けで封をして提出してください。

(1) 生活保護受給証明書

…平成31年1月1日現在の「生活扶助」の受給が証明できる証明書の発行を依頼してください。  
 (例) 証明書の備考欄に「平成31年1月1日現在生活扶助受給中」と記載されている。

(2) 令和元年度(平成31年度)の住民税の特別徴収税額の決定・変更通知書のコピー

…給与所得者の場合、今年の6月頃に勤務先から配布されています。  
※記載事項全てをコピーしてください。

(3) 令和元年度(平成31年度)の住民税の納税通知書のコピー

…自営業者の場合、今年の6月頃に市町村から送付されています。  
 (営業所と個人の居住地が異なる場合は、個人あてに送付された方を提出してください。  
※通知書が複数枚ある場合は、全てコピーしてください。

(4) 令和元年度(平成31年度)の住民税の課税(非課税)証明書の原本

…(2)、(3)がない場合、市町村の窓口で交付を受けてください。(※手数料が必要)  
 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の記載がある課税証明書(全部事項証明書)の交付を依頼してください。所得未申告のため証明書が発行されない場合は、所得を申告の上、課税(非課税)証明書の交付を受けてください。(※住民税所得割非課税の世帯で「奨学のための給付金」を同時に申請される場合は、就学支援金に「原本」を、「奨学のための給付金」に「コピー」を添付してください。)

源泉徴収票は、道府県民税・市町村民税所得割額が確認できないため使用できません。

## 5 マイナンバー関係書類とは

次の(1)から(4)のいずれかを別添の「個人番号カード(写)等貼付台紙」に貼り付け、個人番号・氏名・生年月日を記入して、配布の添付書類用封筒に入れてのり付けで封をして提出してください。(マイナンバー関係書類を、郵送で学校に送付される場合は、ご負担をお掛けしますが「書留郵便」扱い でお願ひします。)

注 生活保護受給の方や所得の未申告の方については、マイナンバー関係書類を提出されても住民税の課税状況が把握できませんので、従来どおり、生活保護受給証明書又は住民税(非課税)証明書の提出をお願いします。

- (1) マイナンバー(個人番号)カードのコピー
- (2) マイナンバー(個人番号)通知カードのコピーと本人確認書類(運転免許証のコピー等)  
…生徒が学校へ持参提出する場合は、保護者等の本人確認書類は不要です。
- (3) 住民票(個人番号記載のもの)原本(※手数料が必要)と本人確認書類(運転免許証のコピー等)  
…生徒が学校へ持参提出する場合は、保護者等の本人確認書類は不要です。
- (4) 住民票記載事項(個人番号記載のもの)原本(※手数料が必要)と本人確認書類(運転免許証のコピー等)  
…生徒が学校へ持参提出する場合は、保護者等の本人確認書類は不要です。

## 6 その他必要な書類

親権者以外の主たる生計維持者の証明書を提出する場合は、その者が生徒の生計を維持していることが分かる書類(健康保険証の写し等)を添付してください。

### 注意事項

- ・消せるボールペンは使用しないでください。
- ・修正ペン、修正テープは使用しないでください。
- ・記入間違いのあった場合は、二重線で削除し、訂正してください(訂正印は不要です。)

## ～高等学校等就学支援金申請書類に係る注意点抜粋～

### きみどり色の冊子と一緒に御確認ください

マイナンバーを活用いただけるようになりました。

所得の証明書類として、マイナンバー関係書類(注1)を提出した場合は、今後毎年7月の所得の確認手続きは不要になります。

それに伴い、提出方法が変更されておりますのでご注意ください。

(注1) きみどり色の冊子「5 マイナンバー関係書類とは」の(1)から(4)のいずれか

## 《府民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が50万7,000円未満の方》

### ◆マイナンバー関係書類を提出する場合(生活保護受給者や所得未申告の方はご利用いただけません)

親権者2名分(注2)のマイナンバー関係書類をご準備ください。

(注2) 原則、父・母です。親権者が1名の場合は1名分の証明書を提出してください。

どちらかが控除対象配偶者で、かつ給与収入が100万円以下の場合はその方の書類は省略できます。



そちらを「個人番号カード(写)等貼付台紙」に貼り付け、「個人番号カード(写)等貼付台紙」には必要事項をご記入ください。



「個人番号カード(写)等貼付台紙」を角6の小さい封筒に入れのり付けをしてください。



角6封筒の表面の「マイナンバー関係」の欄に○をつけてください。



「収入状況届出書」を別紙の記入例を参考に記入していただき、角6封筒と一緒に、配布したときの大きい封筒に入れて提出してください。

## ◆マイナンバー関係書類以外を提出する場合

きみどり色の冊子「4 住民税の課税の証明書類とは」の(1)から(4)のいずれかの書類を親権者2名分(注2)ご準備ください。

(注2) 原則、父・母です。親権者が1名の場合は1名分の証明書を提出してください。

どちらかが控除対象配偶者で、かつ給与収入が100万円以下の方はその方の書類は省略できます。



そちらを「個人番号カード(写)等貼付台紙」と一緒に角6の小さい封筒に入れのり付けをしてください。(「個人番号カード(写)等貼付台紙」は必要事項をご記入ください。)



角6封筒の表面の「所得に関する証明書」の欄に〇をつけてください。



「収入状況届出書」を別紙の記入例を参考に記入していただき、角6封筒と一緒に、配布したときの大きい封筒に入れて提出してください。

## 《府民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が50万7,000円以上の方》

「高等学校等就学支援金 意向確認書」を配布したときに使用している大きい封筒に入れて提出してください。所得の証明書類は不要です。

ただし、今回も所得が基準額を満たしていないか再度ご確認をお願いします。

所得に変化があり就学支援金の対象となる場合は、申請手続きをしてください。

電話番号や✓の記入漏れが例年多く見受けられますのでご注意ください。

提出期限 令和元年7月12日(金)

提出先 担任の先生

提出に関して分からないことがあれば、お気軽に本校事務室までお問い合わせください。

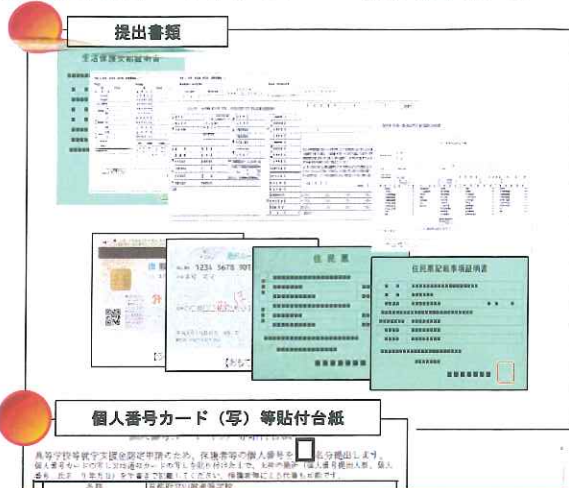
京都府立西乙訓高等学校事務室

TEL : 075-955-2210

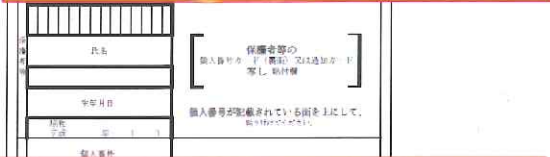
課税証明書など・マイナンバー（個人番号）カードの写しなどの書類の提出方法について

	提出書類	見本	提出方法	本人確認書類 【学校に持参提出された場合は不要です。】
①	生活保護 受給証明書 (原本)  ※平成31年1月1日現在の 「生活扶助」受給が証明 できるもの		・「個人番号カード(写)等貼付台紙」と、 生活保護受給証明書の原本を一緒にする ・小さい封筒(角6サイズ)に入れて封(のりづけ)  ↓ ・大きい封筒(A4サイズ)に小さい封筒(角6サイズ)を入れ、 「高等学校等就学支援金収入状況届出書」の書類と一緒に 学校に提出	本人確認書類は不要
②	令和元年度 (平成31年度) 市町村民税・ 都道府県民税 特別徴収税額 通知書 (写し)		・「個人番号カード(写)等貼付台紙」と、 市町村民税・都道府県民税特別徴収税額通知書の写しを一緒に する ・小さい封筒(角6サイズ)に入れて封(のりづけ)  ↓ ・大きい封筒(A4サイズ)に小さい封筒(角6サイズ)を入れ、 「高等学校等就学支援金収入状況届出書」の書類と一緒に 学校に提出	本人確認書類は不要
③	令和元年度 (平成31年度) 市町村民税・ 都道府県民税 納税通知書 (写し)		・「個人番号カード(写)等貼付台紙」と、 市町村民税・都道府県民税納税通知書の写しを一緒にする ・小さい封筒(角6サイズ)に入れて封(のりづけ)  ↓ ・大きい封筒(A4サイズ)に小さい封筒(角6サイズ)を入れ、 「高等学校等就学支援金収入状況届出書」の書類と一緒に 学校に提出	本人確認書類は不要
④	令和元年度 (平成31年度) 市町村民税・ 都道府県民税 課税証明書 (原本)  ※手数料がかかります		・「個人番号カード(写)等貼付台紙」と、 市町村民税・都道府県民税課税証明書の原本を一緒にする ・小さい封筒(角6サイズ)に入れて封(のりづけ)  ↓ ・大きい封筒(A4サイズ)に小さい封筒(角6サイズ)を入れ、 「高等学校等就学支援金収入状況届出書」の書類と一緒に 学校に提出	本人確認書類は不要
⑤	マイナンバー (個人番号) カード(写し)  ※マイナンバー (個人番号) 記載面 (裏面) をコピー		・「個人番号カード(写)等貼付台紙」に、 マイナンバー(個人番号)カードの裏面(番号記載面)の写しを 貼り付け ・保護者等の個人番号欄に、マイナンバー(個人番号)を記入 ・保護者等の氏名欄に、マイナンバー(個人番号)カードの写しを 貼り付けた保護者等の氏名を記入 ・保護者等の生年月日欄に、マイナンバー(個人番号)カードの写し を貼り付けた保護者等の生年月日を記入 ・小さい封筒(角6サイズ)に入れて封(のりづけ)  ↓ ・大きい封筒(A4サイズ)に小さい封筒(角6サイズ)を入れ、 「高等学校等就学支援金収入状況届出書」の書類と一緒に 学校に提出	・マイナンバー(個人番号) カードの表面(顔写真面)の 写しを一緒に提出
⑥	マイナンバー (個人番号) 通知カード (写し)		・「個人番号カード(写)等貼付台紙」に、 マイナンバー(個人番号)通知カードの表面(番号記載面)の写し を貼り付け ・保護者等の個人番号欄に、マイナンバー(個人番号)を記入 ・保護者等の氏名欄に、マイナンバー(個人番号)通知カードの写し を貼り付けた保護者等の氏名を記入 ・保護者等の生年月日欄に、マイナンバー(個人番号)通知カードの 写しを貼り付けた保護者等の生年月日を記入 ・小さい封筒(角6サイズ)に入れて封(のりづけ)  ↓ ・大きい封筒(A4サイズ)に小さい封筒(角6サイズ)を入れ、 「高等学校等就学支援金収入状況届出書」の書類と一緒に 学校に提出	・次のいずれか1点の写し ・運転免許証 ・有効旅券(パスポート) ・写真付き住民基本 台帳カード など 又は 次のいずれか2点の写し ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・学生証 ・会社の身分証明書 などを 一緒に提出
⑦	個人番号 (マイナンバー) の記載がある 住民票 (原本)		・「個人番号カード(写)等貼付台紙」と、 個人番号(マイナンバー)の記載がある住民票の原本と一緒に する ・保護者等の個人番号欄に、マイナンバー(個人番号)を記入 ・保護者等の氏名欄に、住民票の原本の保護者等の氏名を記入 ・保護者等の生年月日欄に、住民票の原本の保護者等の生年月日 を記入 ・小さい封筒(角6サイズ)に入れて封(のりづけ)  ↓ ・大きい封筒(A4サイズ)に小さい封筒(角6サイズ)を入れ、 「高等学校等就学支援金収入状況届出書」の書類と一緒に 学校に提出	・次のいずれか1点の写し ・運転免許証 ・有効旅券(パスポート) ・写真付き住民基本 台帳カード など 又は 次のいずれか2点の写し ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・学生証 ・会社の身分証明書 などを 一緒に提出
⑧	個人番号 (マイナンバー) の記載がある 住民票記載 事項証明書 (原本)		・「個人番号カード(写)等貼付台紙」と、 個人番号(マイナンバー)の記載がある住民票記載事項証明書 の原本と一緒にする ・保護者等の個人番号欄に、マイナンバー(個人番号)を記入 ・保護者等の氏名欄に、住民票記載事項証明書の原本の保護者等 の氏名を記入 ・保護者等の生年月日欄に、住民票記載事項証明書の原本の保護 者等の生年月日を記入 ・小さい封筒(角6サイズ)に入れて封(のりづけ)  ↓ ・大きい封筒(A4サイズ)に小さい封筒(角6サイズ)を入れ、 「高等学校等就学支援金収入状況届出書」の書類と一緒に 学校に提出	・次のいずれか1点の写し ・運転免許証 ・有効旅券(パスポート) ・写真付き住民基本 台帳カード など 又は 次のいずれか2点の写し ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・学生証 ・会社の身分証明書 などを 一緒に提出

課税証明書など・マイナンバー（個人番号）カードの写しなどの書類の提出方法について



1 「提出書類」を「個人番号カード(写)等貼付台紙」に貼り付けたり一緒にしてください。

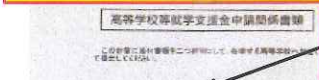


2 「提出書類」と「個人番号カード(写)等貼付台紙」を小さい封筒(角6サイズ)に入れてください。

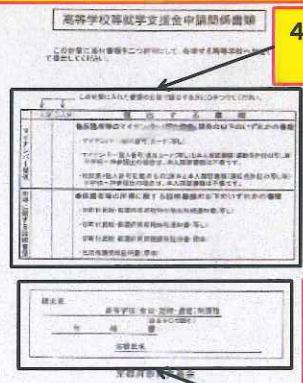


小さい封筒(角6サイズ)

3 小さい封筒(角6サイズ)の封(のりづけ)をしてください。



4 書類の分類で該当する方に○印をつけてください。



5 小さい封筒(角6サイズ)を大きい封筒(A4サイズ)に入れてください。

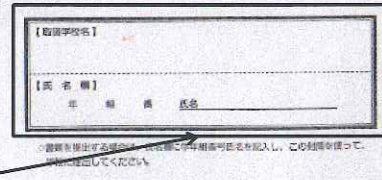


6 「高等学校等就学支援金収入状況届出書」を大きい封筒(A4サイズ)に入れてください。



大きい封筒(A4サイズ)

高等学校等就学支援金関係書類



氏名欄のお名前などをお忘れなく記入してください。

京都府教育委員会